

弁理士と英語—その2

● 会員 照嶋 美智子

弁理士と〇〇 Series 3

本文は昨年の「パテント」8月号掲載の拙稿「弁理士と英語」のフォローアップとして、その後の情報に関心のある読者に広くお知らせしようとするものです。(ある企業のHPの一角を借りて私のeメール経由で多少の情報発信はしていたのですが発信相手が限定されるので、改めてこのようなお知らせとなりました)

前回指摘のように、本文は英語に関心はあるが苦手意識をもっている若い弁理士の方々を主たる対象にし、また、そのアドバイザースタッフになって頂ける方々に向けてのもので、英語が得意な人には何を今更ということもありかもしれませんが、ご了承下さい。

前回「勉強会ネットワークのようなもの」を提案したのですが、当方の事情もあり、まだ具体的化しておりません。引き続き皆様のアドバイス等をお待ちしています。参考までに、関西では弁理士による関西特許研究会(略して「KTK」という会員制の研究会があり、その中にはいろいろな研究グループ(班)があって、その一つに英文特許明細書研究班というのがあるそうです。明細書のみならず、コレポンからアメリカ民事訴訟法の研究まで広くカバーしている由です。関東地方に於いてこのように組織だった勉強会・研究会の情報は得ていません。しかし、勉強に共通の関心があれば、たとえ小人数でも(一人でも)とにかくまず一冊のテキストを選んで気軽に勉強を始めることをお勧めしています。

勉強の資料として、前回の追加として、次のようなものがあります。(提供頂いたり私が気づいた情報やコメント等)

1 英語(特許)通信文(所謂コレポン) Up-to-date なtextがないので、新しい弁理士は困るようです。2001年「パテント」にシリーズで藤芳弁理士が、2002年4月号で山元弁理士が書かれた論文がありますので、テキスト代わりにしましょう。更に「知的所有権への挑戦」(岡野翠穂著、2001年丸善)を挙げたいと思います。これは山元弁理士も「パテント」4月号の英文通信についての論文で参考書として引用されていますが、内容は、主としてアメリカを初めとする外国出願の手続きに沿って、それらに関するコレポンのサンプルと解説です。手続き面とコレポンの両面から役に立つと思います。

一方、最近、アメリカの大手企業・事務所等でeメールによるコレポンを要求する例が出てきています(事務のペーパーレス化のようです)。一般にeメールの英語は簡潔を旨とし、通常のコレポンより定型性が後退しています。仕事柄あまりinformalではどうかと思いますが、eメールの特徴をいかした文面が適切です。いずれにしても、定型部分はともかく、オピニオンは代理人の英語力が問われます。また、特許に比較して、商標のコレポンは軽く見られがちですが、内容によっては、特許より微妙なニュアンスが要求される場合がありますので要注意です。

2 明細書の翻訳 特許関係の翻訳教室を開いている業者の広告をよく見かけます。一般的に特許関係の翻訳者養成のためのようですが、関心のある弁理士にも役立つでしょう。明細書の翻訳については、上記藤芳弁理士の論文が参考になる他、山元弁理士がホームページ(<http://www.pro-patent.com>)上で翻訳指導をされています。更に「パテント」2002年7月号の木村進一弁理士の論文も含蓄があります。(明細書にのみ視野が限定されると書く文章力もそこまで、説得力を欠きます。)また、自分の英語力に充分自信がないときは、同じような立場の人と相互チェックの取り決めをされたらいかがでしょう。

3 アメリカ特許関係の資料（下記6のlistening用プラクティスとしても利用可）

日本技術貿易（株）取り扱い、アメリカ3M社作成の知財教育用ビデオ（社内教育用）、特許、商標、トレードシークレット等4巻、英語－日本語対訳本付き（廃刊の可能性もあり）

アメリカ特許のビデオ－Woolcott&Co.販売元（担当者：大泉充正、tel 703-521-1010）
アメリカのpatent attorneyが英語で特許出願の手続きを説明する。日本語のテキスト付き。

また、インターネット上でUSPTOのHPにアクセスすると、「Frequently Asked Questions（略して「FAQ」）about Patents」や同「Trademarks」のコラムがあり、その回答の形式でアメリカ出願の概略が分かりやすい英語で説明されています（しかし日本語訳がある方が便利という向きには、当方で訳文の用意を考慮中であり、これについては追ってお知らせします）。USPTOのHPにはその他にもいろいろ役に立つ情報が掲載されているので、英語の勉強も兼ねてアクセスをお勧めします。

4 日本の知財権関連の判例の英訳 AIPPIに日本判例研究会があり幾つかの判例を英訳してAIPPI英文ジャーナルに掲載しています。掲載号については、各年度末に発行される索引で調べて下さいとのこと。知財のみならず、一般に日本の法律関係の英語の資料が少ないので、目についたものはストックしておく、いざと言うときに便利です。侵害事件も扱うようになると、判例の引用が必要になります。

5 その他の英文の法律関連の資料（株）雄松堂からのダイレクトメールには日本・諸外国の知財関連の法律の英語の解説書が列挙されており、特に、日本の不正競争防止法制度の解説などには興味があります。しかし、ほとんど何万円の高額なので、個人で購入するには躊躇します。弁理士会のライブラリーとして、内容をチェックの上、会員の役に立ちそうなものであれば購入して会員に知らせるシステムが出来れば良いと思います。

6 Listening／speaking 私は語学は手段だと思うので、各人の目的・ニーズによって、プラクティスの仕方は異なると思います。例えば、留学したり、外国で仕事をするなら、専門分野から生活面までカバーの必要がありそうですが、日本で外国・国際関係の弁理士業に従事する場合、ミニマム必要なことは外国のクライアントとの仕事上のコミュニケーションです（電話、会議等）。ビジネスのテンポがより速くなりつつある現在、このような機会も増えています。これについては前回の拙稿で触れましたので省略しますが、ここで言及したNHKラジオのテキストについて試した結果をお知らせします。テキストは初級から上級までその人の実力に合わせて選ぶのは当然ですが、私は上級に近いと見られる「ビジネス英会話」と「英会話レッツスピーク」を取り上げました。前者は管理職・専門職レベルの人達のオフィスでの会話であり、話し方等弁理士にも応用可能と見ました。発音もスタンダードです。ただし、いかにもネイティブ的な表現があり、私としては、相手の表現理解の勉強にはなるが、自分で積極的に使用するには躊躇する所もあります（そこまでこなれていない）。英語といっても国が異なれば、なまりもあるが、それでけっこう通用しています。日本人あまり英語コンプレックスを持たず、学んだ基本を生かして、その上に必要な積み重ねをすれば（最低、従来の誤った音訳のカタカナ英語を訂正し、正しいアクセント・イントネーションを採用すべし）多少の日本なまりはあっても国際的に通用するツールとして活用できると思うのです。「英会話レッツスピーク」はアメリカの大学生どうしの会話ですが、これはちょっと抵抗がありました。ヤングの会話表現がピンと来ないうえ、発音にくずしや省略が多いためです（日本語でもその傾向がありますが）。しかし、これが日本人に苦手な英語listeningのポイントを指摘してくれるので、その意味での収穫はあります。以上、ご興味あれば御試し下さい。

以上、「弁理士と英語」の標題のもとに断片的なことを書き連ねてきましたが、これは平成2002年12月号「特許」掲載の拙稿「昨今のブランド論」で書いたこととも関連しています。即ち、知的財産権法（知財法）は法律の一部門ですが、法律業務は言葉を使う仕事です。特に、知財法とその保護対象は国際的スケールのものであり、国際間の共通言語として英語の重要性がより高い分野です。今や、遅ればせながら知財権の保護強化が我国の国策とされ、その一環として弁理士の数の増員や業務範囲の拡大もなされています。これは上記ブランド論で述べたように、商品・役務を超え、企業・職業・地域等々、そして国までも対象として一般に使用されている広義の「ブランド」の用語（イメージ・シンボル性の意味で）の視点からすると、弁理士業のブランド性アップのための大きな転機と見受けられます。そして、それを支える手段の一つとして私

は弁理士の英語力の向上を挙げたいのです。英語は国際的な弁理士業務活動において必要な文献・文書の理解や作成は勿論、広くグローバルレベルでの相互理解のために不可欠のコミュニケーションのツールです。これをより効果的に駆使することで自らの視界が大きく開け、業務がさらに活性化するのを実感するでしょう。プロフェッショナルとして知財権保護の国際的な索引力となる弁理士のこのような姿勢が、その成果とあいまって、職業自体のブランド性アップに大きく貢献するものと思います。そして、そのような流れはより優秀な人材の吸引力を發揮し、さらに職業制度が充実するという一連のブランドパワーの効果を生じると信じるのです。

なお、外国語の習得には背景となる文化や思想を知ることが大事です。弁理士にとっての英語も同様で、明細書の翻訳やコレポンのサンプル習得という目先の実務の勉強（それも実際には緊急の課題でしょうが）に終始せず、法律制度の基本に係わる勉強の長期継続とともに、時に気分転換に読む本や見る TV ドラマ等からも気づかぬ間に英語の感性は得られましょう。よりよき自己主張のためには相手を知ろうというわけです。

研修所 REPORT.3

能力担保研修の実施状況

裁判所から見た知的財産権訴訟講義（大阪会場）

大阪4クラス、中国・四国クラスの受講生合計250名が大会場に定員いっぱい集まり、さらに名古屋クラスをテレビ会議システムで大阪会場と結び、合計300名の能力担保研修生を対象にして、裁判所の講義がさる7月10日午後4時30分から9時まで弁理士会近畿支部から程近い大阪市天王寺区の大阪国際交流センターで行われた。

この講義は、能力担保全講習のちょうど中間折り返し時点でもあり、講習全体の目鼻がついて終了までのめどに自信のついた熱心な研修生が4時間半の講義を聴講した。

講師は、前半の2コマ即ち4時30分から7時30分までが大阪地方裁判所民事第21部部総括判事小松一雄氏で、後半の1コマ即ち7時30分から9時までが大阪地方裁判所民事第21部主任書記官園田恭弘氏であった。

小松先生は、大阪地裁平成12年発表の大阪地裁の計画審理モデル表と東京地裁知的財産権検討委員会「知的財産権運営に関する提言」を中心に講義された。講義終了前には、質問も受け付けていただいて、受講生からは民訴法第223条第3項(特許法第105条第2項)のインカメラ手続きについての疑問点や、特許法第104条の2の規定に基づく開示義務に反する相当の理由の現実の有効性についての質問が出た。先生からは、丁寧かつ詳細な回答をいただいた。

特に、小松先生の講義で印象的であったのは、裁判書類（準備手続き）の量についてのお話で、とかく弁理士は書面を長く多く書く傾向が多く、書面が長いからといって特に有利になることはなく、できれば簡潔に要領よく記載したほうがよいというご指摘があり、心すべきである。

休憩時間に、将来の共同代理の場合の単独出廷の可能性について筆者が質問してみたら、東京地裁とも相談しますが、原則現状どおりと考えていますと共同出廷が当面の原則との返答でした。

また、手続き面からの「訴訟事務手続き解説」講義の園田恭弘先生は、知的財産権訴訟の特有の手続きを裁判所内部の書類整理の実務に基づいて説明いただいた。最後に、名古屋会場から熱心な質問があり、ご回答いただいた。不明な点は、気軽に相談してくださいと、来年以降の専属管轄に備え、ちょうど民訴法改正法が参議院を通過した日の講義らしい適度な緊張感が会場に染み渡っていた講義であった。

(研修所運営委員 清原義博)



講義の様様